

改 正 案	現 行
<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局 <u>（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。））</u> 又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。<u>また、地上一般放送局の申請者で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望する者にあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前1箇月以上2箇月を超えない期間に申請を行った者に限る。</u></p>	<p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p>
別表1 （第3条関係）	別表1 （第3条関係）

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的	用途等
(略)	(略)
<u>電気通信業務用（エリア放送利用）</u> <u>一般放送</u> <u>エリア放送</u> <u>エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）</u>	<u>一般放送</u>
(略)	(略)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的	通信事項（注1）	免許の主体及び開設の理由
(略)	(略)	(略)
<u>電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）</u>	<u>電気通信業務に関する事項</u> <u>電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項</u> <u>電気通信事業運営に関する事項</u> <u>宇宙運用業務に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当すること。</u> <u>1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> <u>2 放送法第2条第3号の一</u>

1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途の一覧

無線局の目的	用途等
(同左)	(同左)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送</u>
(同左)	(同左)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的	通信事項（注1）	免許の主体及び開設の理由
(同左)	(同左)	(同左)
<u>電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）</u>	<u>電気通信業務に関する事項</u> <u>電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項</u> <u>電気通信事業運営に関する事項</u> <u>宇宙運用業務に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当すること。</u> <u>1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> <u>2 放送法第2条第3号の一</u>

	<u>電報の託送に関する事項</u> <u>航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項</u>	<u>一般放送用のフィーダリンクを行う地球局を開設するものであること。</u>
<u>電気通信業務用（エリア放送利用）</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>	<u>放送法施行規則第142条第2号に規定するエリア放送の用に供するために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第2条第3号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
<u>エリア放送</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>	<u>放送法施行規則第142条第2号に規定するエリア放送を行うために開設するものであること。</u>
<u>エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>	<u>放送法施行規則第142条第2号に規定するエリア放送を行うため及びエリア放送の用に供するために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

	<u>電報の託送に関する事項</u> <u>航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項</u>	<u>一般放送用のフィーダリンクを行う地球局を開設するものであること。</u>
(同左)	(同左)	(同左)
<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第2条第3号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
(同左)	(同左)	(同左)